

DEPARTMENT OF THE AIR FORCE 374TH AIRLIFT WING



2022年6月14日

横田基地の人員に対する覚書

差出人: 第 374 空輸航空団司令官

件名: 公衆衛生非常事態における保護対策の更新について

1. 公衆衛生非常事態ならびに健康保護態勢:

- a. 在日米軍司令官による2022年6月1日付健康保護態勢についての基本方針に従い、横田基地ならびに 多摩ヒルズ・レクリエーション・エリアにおける健康保護態勢(HPCON)レベルは、**ALPHA**(**アルファ**)とする。
- b. 新型コロナウイルスの感染は、未だ横田基地の人員に危険をもたらしています。よって、2019年3月28日付の国防総省命令(DoDI)6200.03の「*国防総省内における公衆衛生非常事態の管理*」ならびに2019年12月10日付の米国空軍命令10-2519の「*公衆衛生非常事態および公衆衛生に関する懸案事項*」に従い、基地司令官としての権限で公衆衛生非常事態を宣言しました。この宣言は、更新及び再発布、または私もしくは私の後任によって期限を待たずに取り消される場合を除き、2022年7月25日まで有効とする。
- c. 以下に続くこれらの対策は米国軍人、米国軍に勤務する米民間人、扶養家族、退役軍人および退職した 米民間人、接受国の従業員、契約業者および基地に出入りするその他の人間を含め(しかしこれらに限定される ものではない)、現在横田基地にいる、もしくは所属する全ての人員が守ることを義務付ける。この命令の対象者 はミッション・パートナーおよびテナント部隊に所属する人員も含む。この公衆衛生非常事態宣言期間中にこの命令 に従うことを拒否する者、もしくは違反する者は、拘束される可能性があります。軍法が適用されない人員について は、日本の司法当局が対応するまでの間、拘束される可能性があります。更に、この公衆衛生非常事態宣言期 間中にこの命令に従うことを拒否、もしくは違反する米軍人は、統一軍法の下に処罰される可能性があります。統 一軍法が適用されない人員で、この公衆衛生非常事態宣言の期間中に命令に従うことを拒否する、もしくは違 反する者については、扶養家族の早期送還、基地への入門禁止、もしくは基地退去を含む(しかしこれらに限定 されるものではない)行政処分が与えられる可能性がある。
- d. 以下に続く対策は、即時施行され、更新および再発布、または私もしくは私の後任によって取り消されることが無い限り有効とする。この方針は、少なくとも15日毎に見直され、これらの措置を継続もしくは改正すべきかを検討する。

2. <u>移動制限</u>:日本国内の基地外での活動を行うにあたっては、日米地位協定(以下「SOFA」)適用人員は、地域コミュニティおよび都道府県の指針に従うこと。日本国内の軍施設においては、SOFA適用人員は当該施設の指針に従うこと。

3. 公務および任務上必要不可欠とされる旅行:

- a. 2022年4月4日付国防長官室覚書「集約:国防総省コロナウィルス感染症2019軍健康保護態勢の指針」に従い、ワクチン接種完了者は公務の旅行に制限を受けない。ワクチン接種が完了していない者、またはワクチン接種状況に関して情報提供を拒否する者は、任務上必要不可欠とされる旅行のみに制限される。ただし、覚書に記されている免除承諾権限者から免除を受けた場合はこの限りではない。さらに、渡航前のリスク評価を行い、司令官は基地外への任務上必要不可欠な旅行を許可するにあたって、当該人員のCOVID-19ワクチンのブースター接種状況を慎重に考慮するべきである。
- b. 米国疾病管理予防センターおよび在日米軍司令部のガイダンスに基づき、**2022年6月12日日本時間1301** より、SOFA適用人員が<u>軍の航空機</u>で米国に渡航する際の出発前COVID-19検査を不要とする。<u>民間の航空機</u> を利用して米国に渡航する場合、渡航前に航空会社に出発前COVID-19検査が必要かどうか確認を行うこと。
- **4.** 体暇/短期特別休暇: 個人の居所または地域における休暇/短期特別休暇は、直属の監督官より許可を得ることができる。軍人もしくは民間人従業員の日本国外での休暇/短期特別休暇については、中隊長またはそれと同等の権限を持つ者から許可を得ることができる。許可権限を持つ者は、休暇を許可する前に、その休暇を希望するメンバーと共に、旅行のリスク評価を行い、休暇/短期特別休暇を過ごす地の健康保護態勢を確認することが義務付けられる。リスク評価を行うにあたり、許可権限を持つ者は、当該メンバーがCOVID-19にかかった場合の重症化リスクの有無、目的地におけるCOVID-19の感染状況、当該メンバーのワクチン接種状況、および、当該メンバーが自己観察の方法を知っており、万が一COVID-19の症状を発症した場合、対応法に関する知識の有無等を確認する。許可権限を持つ者が、リスク評価について不明な点がある場合は、公衆衛生の専門家に相談のこと。

5. マスク着用に関するガイダンス:

- a. 下記の場所を除いて、基地内では屋内外を問わずマスク着用の義務はない。
- (1) <u>医療もしくは歯科施設内</u>。それらの医療もしくは歯科施設は、第374医療群司令官が指定する場所とする。さらに、
- (2) <u>国防総省管理の車両内</u>。それらは第374使命支援群司令官が指定する交通機関とする。米軍施設内、または米軍施設間を移動するバス、バン、乗用車(例:国防総省のスクールバス、基地内のバスルート)に乗る人員は、COVID-19コミュニティレベルが「低」または「中」レベルの時はマスク着用の義務はない。

但し、COVID-19の症状がある者、COVID-19検査の陽性者、またはCOVID-19陽性者との接触があった者は、 医療従事者の許可が下りるまでマスクを着用すること。

- b. <u>SOFA</u> 適用人員は、ワクチン接種状況にかかわらず、基地の外においては、すべての屋内の場所で、屋外ではソーシャルディスタンスが確保できない場合に、マスクの着用が求められる。学齢期前(5 歳以下)の子どもは、屋外でのマスク着用の義務はない。
- 6. **隔離に関する方針**: ほとんどの場合、COVID-19検査で陽性が出た個人もしくは陽性者の濃厚接触者は、COVID-19の医療提供者と相談のうえ自宅での隔離が可能となる。隔離の手順に関する追加方針については、現行の横田基地における移動制限(ROM)を参照のこと。
- 7. 全ての人の安全のために尽力していただき感謝します。これらの対応策が家族に負担を強いていることは承知しています。しかし、我々のコミュニティを守るためには、それらの対策が絶対に必要です。基地に暮らす、または働く人員へのリスクを軽減するには、皆さんが全力で対応することが不可欠です。
- 8. これらの対応策について不明な点がある場合は、各々の指揮系統内で相談するか、横田基地広報部(メールアドレス 374aw.pav3@us.af.mil)までお問い合わせください。

第 374 空輸航空団司令官 米国空軍大佐 アンドリューJ.キャンベル